

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	瀬戸内海機船船びき網漁業	操業区域の2	周年	50馬力又は143kW以内の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	10トン以上20トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	28	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月23日から同年6月6日まで

別記 操業区域

2 阿南市見能林町南林通称黒岩、阿南市中林町沖合通称船磯最高頂及び阿南市椿泊町那波江を順次に結んだ2直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域の橘湾。

ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソの各点を順次に結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

イ	阿南市橘町小勝島通称御殿の鼻
ロ	イから阿南市橘町弁天島西端見通し線上225メートルの点
ハ	基点共第106号から46度30分、237メートルの点
ニ	基点共第106号から162度30分、430メートルの点
ホ	基点共第106号から180度、520メートルの点
へ	基点共第106号から180度、740メートルの点
ト	基点共第108号から342度30分、720メートルの点
チ	基点共第108号から348度30分、340メートルの点
リ	基点共第108号
ヌ	基点共第111号の1から280度30分、625メートルの点
ル	基点共第111号の1から283度30分、425メートルの点
ヲ	基点共第111号の1から16度30分、500メートルの点
ワ	基点共第111号の1から60度、962メートルの点
カ	基点共第122号から167度30分、587メートルの点
ヨ	基点共第122号から165度、187メートルの点
タ	基点共第115号から116度30分、375メートルの点
レ	基点共第114号から97度30分、512メートルの点
ソ	基点共第114号